

最高裁秘書第3877号

令和元年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年7月19日に答申（令和元年度（情）答申第9号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（情）諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年1月23日（平成30年度（情）諮詢第28号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（情）答申第9号）

件名：東京地方裁判所において発生した特定の事件に関する文書の一部開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「平成30年10月9日午前10時半頃に発生した、東京地裁の男性裁判官が女性に棒のようなもので殴られるという事件に関して東京地裁が作成し、又は取得した文書」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成30年12月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の文書のうち不開示とした情報は、本件開示申出において指摘されている事件（以下「本件事件」という。）の犯行態様のうち公にされていない情報、捜査状況についての情報並びに本件事件に対する裁判所の事後対応及び犯罪行為の端緒となる事象があった場合の裁判所の通報体制に関する情報である。

これらは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

2 別紙記載2の文書のうち不開示とした情報は、本件事件の犯行態様のうち公にされていない情報並びに本件事件に対する裁判所の事後対応、犯罪行為の端緒があった場合の裁判所の通報体制及び通報手段に関する情報である。

これらは、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

3 別紙記載3の文書のうち不開示とした情報は、印影及び内線番号、本件事件の犯行態様のうち公にされていない情報並びに報道機関との対応に係る情報である。

これらは、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

4 別紙記載4の文書のうち不開示とした情報は、本件事件の犯行態様等及び訴訟に関する情報のうち公にされていないもの並びに法人の名称に関する情報である。

これらは、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当する。

5 別紙記載5の文書のうち不開示とした情報は、被聴取者の氏名、本件事件の被疑者の特徴及び犯行態様のうち公にされていない情報並びに本件事件の目撃状況等に関する情報である。

これらは、法5条1号及び4号に規定する不開示情報に相当する。

6 別紙記載6の文書のうち不開示とした情報は、本件事件の犯行態様のうち公にされていない情報等、法人の名称に関する情報、犯行後の捜査状況及び被害裁判官の被害状況に関する情報並びに警備業務の具体的な内容や警備体制に関する情報である。

これらは、法5条1号、2号イ、4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の文書を見分した結果によれば、同文書には本件事件の発生の事実に係る概要等が記載されており、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、①本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分、②本件事件に対する捜査状況、③本件事件についての裁判所の事後対応及び犯罪行為の端緒となる事象があった場合の裁判所の通報体制に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分1のうち、①本件事件の犯行態様に関する記載については、本件事件の犯人との関係で、法5条1号の定める個人識別情報と認められ、不開示とされた部分の記載は公になっていないことも踏まえれば、同号ただし書に相当する事情は認められない。また、②本件事件に対する捜査状況に関する記載については、捜査機関が行う捜査の性質上、これを公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、③本件事件についての裁判所の事後対応及び犯罪行為の端緒となる事象があった場合の裁判所の通報体制に関する記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、これを公にすると裁判所の警備事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分1は、同条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 別紙記載2の文書を見分した結果によれば、同文書には本件事件の発生の事実に係る概要等が記載されており、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）は、①本件事件の犯行態様のうち公

にされていない部分、②本件事件についての裁判所の事後対応並びに犯罪行為の端緒があった場合の裁判所の通報体制及び通報手段に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分2のうち、①本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分に関する記載については、上記1のとおり、法5条1号の個人識別情報に相当する。また、②本件事件についての裁判所の事後対応並びに犯罪行為の端緒があった場合の裁判所の通報体制及び通報手段に関する記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、これを公にすると裁判所の警備事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分2は、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 別紙記載3の文書を見分した結果によれば、同文書は裁判所職員に対する加害行為等の報告書に関する決裁票であるが、このうち原判断において不開示された部分（以下「本件不開示部分3」という。）は、①裁判所職員の印影及び内線番号、②本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分並びに③報道機関との対応に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分3のうち、①裁判所職員の印影及び内線番号については、法5条1号の個人識別情報と認められ、同号ただし書に相当する事情は認められない。なお、内線番号については、これが公表されていることはうかがえないから、これを公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと推察される。また、②本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分に関する記載については、上記1のとおり、同号の個人識別情報に相当する。さらに、③報道機関との対応に関する記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、これを公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分3は、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

4 別紙記載4の文書を見分した結果によれば、同文書は本件事件に関する報告書であるが、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分4」という。）は、①本件事件の犯行態様等のうち公にされていない部分、②訴訟に関する情報のうち公にされていない部分、③法人の名称に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分4のうち、①本件事件の犯行態様等のうち公にされていない部分に関する記載については、上記1のとおり、法5条1号の個人識別情報に相当する。また、②訴訟に関する情報のうち公にされていない部分に関する記載については、訴訟当事者との関係で、同号の個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に相当する事情は認められない。さらに、③法人の名称については、これを公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分4は、同条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

5 別紙記載5の文書を見分した結果によれば、同文書は本件事件に関する口頭聴取書であるが、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分5」という。）は、①被聴取者の氏名、②本件事件の被疑者の特徴、③本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分及び④本件事件の目撃状況等に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分5のうち、①被聴取者の氏名、②本件事件の被疑者の特徴及び③本件事件の犯行態様のうち公にされていない部分に関する記載については、いずれも法5条1号の個人識別情報に相当する。また、④本件事件の目撃状況等に関する記載については、本件事件に対する捜査の状況とも関連するもので

あり、その記載内容を踏まえて検討すれば、これを公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分5は、同条1号及び4号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

6 別紙記載6の文書を見分した結果によれば、同文書は特定の裁判官からの聴取メモであるが、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分6」という。）は、①本件事件の犯行態様等のうち公にされていない部分、②法人の名称、③犯行後の捜査状況、④被害裁判官の被害状況及び⑤警備業務の具体的な内容や警備体制に関する記載であることが認められる。

本件不開示部分6のうち、①本件事件の犯行態様等のうち公にされていない部分に関する記載については、上記1のとおり、法5条1号の個人識別情報に相当し、②法人の名称については、上記4のとおり、同条2号イに定める不開示情報に相当する。また、③犯行後の捜査状況に関する記載については、上記1のとおり、これを公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。さらに、④被害裁判官の被害状況に関する記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、本件事件の犯行の結果に関する情報に当たることから、同条1号の個人識別情報と認められるとともに、本件事件に対する捜査の状況とも関連するため、同条4号の不開示情報にも相当すると認められる。そして、⑤警備業務の具体的な内容や警備体制に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、これを公にすると、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分6は、同条1号、2号イ、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

7 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が上記1から6までのと

おりそれぞれ法5条1号、2号イ、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 「本日午前10時30分頃、当庁民事部の裁判官が、」から始まる文書
- 2 平成30年10月10日付け「庁舎内で発生した裁判官への暴行事案について」
- 3 決裁票（件名「裁判所職員に対する加害行為等の報告書（H6.12.27付け総務局長通達総一第391号に基づく報告）」のもの）
- 4 平成30年10月9日付け「平成30年10月9日に発生した裁判官に対する暴行事件について（報告）」
- 5 口頭聴取書（女性による11部裁判官殴打の件）
- 6 聴取メモ